

長崎県公安委員会規則第20号

長崎県留置施設視察委員会に関する規則を次のように定める。

平成19年6月1日

長崎県公安委員会委員長 松藤 悟

長崎県留置施設視察委員会に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第22条第1項及び長崎県留置施設視察委員会条例（平成19年長崎県条例第39号。以下「条例」という。）第7条の規定のに基づき、長崎県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）に対する情報の提供その他委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命書及び解任書の交付)

第2条 法第21条第2項並びに条例第3条第2項及び第3項の規定により委員を任命するときは、任命書（別記様式第1号）の交付により行うものとする。

2 条例第3条第4項の規定により委員を解任するときは、解任書（別記様式第2号）の交付又は送付により行うものとする。

(委員会に対する情報の提供)

第3条 法第16条に規定する留置業務管理者は、毎年、委員の任命（補欠の委員の任命を除く。）後、最初の委員会の会議（以下「会議」という。）において、留置施設に関する次に掲げる事項について、留置施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 施設の概要
 - (2) 収容基準人員及び被留置者数の推移
 - (3) 施設の管理の体制
 - (4) 法第24条の規定により準用される第12条の規定による参観の許否の状況
 - (5) 法第186条の規定による被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに法第187条の規定による被留置者の自弁の物品の使用及び摂取の状況
 - (6) 法第190条第1項の規定による自弁の嗜好品の摂取及び第208条第1項の規定による自弁の書籍等の閲覧の停止措置の実施状況
 - (7) 法第199条から第204条までの規定による被留置者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況
 - (8) 法第213条の規定による捕縄、手錠、拘束衣及び防声具の使用状況並びに法第214条の規定による保護室への収容状況
 - (9) 法第216条から第219条まで及び法第228条第1項の規定による被留置者の面会並びに法第221条から第227条まで及び第228条第2項の規定による信書等の発受の許否、禁止、差止め又は制限の事例
 - (10) 法第229条第1項の規定による審査の申請、法第230条第1項の規定による再審査の申請、法第231条第1項及び第232条第1項の規定による事実の申告又は法第233条から第235条までの規定による苦情の申出の状況及びそれらの処理の結果
- 2 留置業務管理者は、次に掲げる場合には、委員会の会議において、委員がその状況を把握するために必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 留置施設の運営の状況に相当程度の変更があった場合

(2) 委員会から留置施設の運営の状況について説明を求められた場合

(3) 委員会の意見を受けて措置を講じた場合

(会議)

第4条 会議は、原則として長崎県警察本部（以下「警察本部」という。）において開催し、警察本部の警務部留置管理課長（以下「留置管理課長」という。）に対して必要な協力を求めるものとする。

2 留置管理課長は、必要があると認めるときは、委員長に対して会議の招集を求めることができる。

(議事録)

第5条 会議の開催日時、出席者及び会議の概要は議事録（別記様式第3号）に記載するものとする。

2 議事録は、警務部留置管理課（以下「留置管理課」という。）において作成し、保存する。

(情報の管理)

第6条 委員は、留置業務管理者から提出された留置施設に関する情報を記録した書面及び記録媒体並びに議事録その他委員会の事務に関する情報を記録した書面及び記録媒体について、委員会の職務を遂行する場合を除き、警察本部が管理する施設から持ち出してはならない。

2 留置業務管理者は、委員会に非開示情報の提供を行う際には、その都度、委員に対し情報の漏えい防止について協力を求め、提供する非開示情報を慎重に取り扱うよう注意喚起を求めるものとする。

(視察計画の策定)

第7条 留置施設に対する年間の視察計画（以下「年間視察計画」という。）は、毎年度、最初の会議において策定するものとする。

2 委員会は、必要に応じ留置施設に対する臨時の視察（以下「臨時視察」という。）を行うことができるものとする。

3 委員会は、年間視察計画の策定及び臨時視察の実施に当たって、留置管理課長と調整を図るものとする。

(視察)

第8条 委員は、留置施設の視察を行うに当たっては、別記様式第4号の標章を着装するものとする。

(視察先変更等の調整)

第9条 委員は、視察先の留置施設に利害関係者、親族等が被留置者として収容されていることを知ったときは、委員長に報告するものとする。

2 委員長は、委員から前項の報告があったときは、留置管理課長を通じて視察先の変更等について調整するものとする。

(委任)

第10条 この規則で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

任 命 書

様

あなたを長崎県留置施設視察委員会
委員に任命します。

平成 年 月 日

長崎県公安委員会

印

解 任 書

様

長崎県留置施設視察委員会委員の
任命を解きます。

平成 年 月 日

長崎県公安委員会

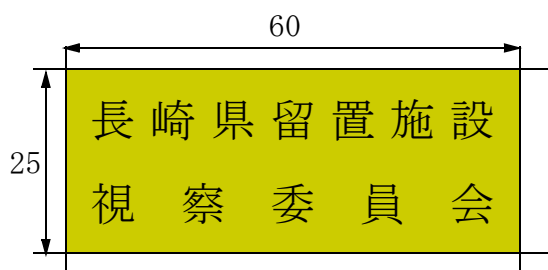
印

別記様式第3号（第5条関係）

留置施設視察委員会議事録

日 時	平成 年 月 日 （ 曜日 ） 天 自 時 分 至 時 分
場 所	
出 席 者	
会議の状況	
そ の 他	

別記様式第4号（第8条関係）



- 備考
- 1 文字の書体は明朝体とし、文字の色彩は黒色、地の色は金色とする。
 - 2 留め具は、回転クリップとする。
 - 3 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。